

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和5年11月24日（金曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午前10時28分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

① 水戸市印鑑に関することについて

(市民課)

② 訴訟について

(廃棄物対策課)

2 出席委員（7名）

委員長	佐藤昭雄君	副委員長	打越美和子君
委員	土田記代美君	委員	萩谷慎一君
委員	須田浩和君	委員	高倉富士男君
委員	袴塚孝雄君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議員 中庭由美子君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	市長公室 参事兼 秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 総務法制課長	上垣外泰之君
総務部参事兼 行政経営課長	熊田泰瑞君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君

財 務 部 長	白 田 敏 範 君	税 務 事 務 所 長	川 崎 幹 男 君
税 務 事 務 所 参 事 兼 市 民 税 課 長	佐 々 木 信 也 君	財 政 課 長	佐 藤 直 明 君
契 約 檢 査 課 長	鈴 木 和 男 君	資 産 税 課 長	浅 野 一 志 君
収 税 課 長	村 沢 晶 弘 君		
市 民 協 働 部 長	小 嶋 い つ み 君	市 民 協 働 部 副 部 長	柏 直 樹 君
市 民 協 働 部 参 事 兼 市 民 生 活 課 長	白 石 嘉 亮 君	市 民 協 働 部 参 事 兼 防 災 ・ 危 機 管 理 課 長	鬼 澤 英 一 君
市 民 協 働 部 参 事 兼 新 市 民 会 館 整 備 課 長	須 藤 文 彦 君	生 活 安 全 課 長	砂 川 和 敏 君
文 化 交 流 課 長	上 原 純 大 君	ス ポ ー ツ 課 長	田 沢 春 彦 君
体 育 施 設 整 備 課 長	讚 井 正 俊 君	男 女 平 等 参 画 課 長	木 村 清 美 君
生 活 環 境 部 長	佐 藤 則 行 君	生 活 環 境 部 参 事 兼 衛 生 事 業 課 長	黒 澤 純 一 郎 君
生 活 環 境 部 参 事 兼 廃 棄 物 対 策 課 長	荻 沼 学 君	環 境 保 全 課 長	坪 井 正 幸 君
ご み 減 量 課 長	高 安 正 紀 君	清 掃 事 務 所 長	武 田 和 馬 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	永 井 誠 一 君		
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 長 事 務 局 長	和 田 隆 君	監 査 委 員 長 事 務 局 次 長	坂 場 賢 治 君
議 会 事 務 局 長	天 野 純 一 君	総 務 課 長	加 藤 清 文 君

6 事務局職員出席者

議 事 係 長	武 井 俊 夫 君	書 記	島 田 祐 輔 君
---------	-----------	-----	-----------

午前10時 0分 開議

○佐藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項の(1)につきましては、第4回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、(1)の水戸市印鑑に関することについて、執行部から説明を願います。

渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 おはようございます。

水戸市印鑑に関することについて、総務部市民課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由ですが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、関係規定の整備を行うものであります。

次に、2の主な改正内容についてですが、現在、印鑑登録証明書を取得する場合、印鑑登録証を持って窓口で取得する、またはマイナンバーカードを持参して、コンビニエンスストアのマルチコピー機で取得するのいずれかとなっておりますが、移動端末設備、いわゆるスマートフォンに移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録してある場合、マイナンバーカードでなくても、移動端末設備を利用して証明書交付を可能とするものです。

3の施行期日ですが、公布の日から起算して、一月を越えない範囲内において規則で定める日となります。

2ページ、3ページに新旧対照表を、4ページに参照条文を添付しておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、(2)の訴訟について、執行部から説明願います。

荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 それでは、貴重な委員会のお時間を頂戴いたしまして、水戸地方裁判所より訴訟の送付を受けておりますので、当該訴訟の内容につきまして御報告いたします。

初めに、概要について申し上げますと、本訴訟は、平成28年に本市のいわゆる残土条例に基づき土砂等による措置の埋立て等の許可を受けた所有者に対して、今年4月に水戸市が発出した措置命令について取消しを求める訴えでございます。

詳細につきましては、生活環境部廃棄物対策課提出の資料に基づきまして、御説明いたします。

資料を御覧ください。

まず最初の事件番号でございます。令和5年（行ウ）第16号。

事件名、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第19条の規定による措置命令処分の取消請求事件。

提訴年月日は、令和5年10月11日でございます。

原告は、株式会社エヌ・ティ、埼玉県深谷市折之口284番地、代表取締役、仲田明弘。被告は水戸市でございます。

請求の趣旨につきましては、まず、1、被告が原告に対し、令和5年4月18日付でなした、次の事項を内容とする水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第19条の規定による措置を命ずる処分、以下、本件措置命令と申します、を取り消す。

以下、措置命令の内容でございますが、(1)令和5年11月13日までに、土地の埋立て等許可通知書（平成28年11月30日付）により許可を受けた土地の埋立て等について、土地の埋立て等許可申請書（平成28年11月25日付）に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画における計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図のとおり、土地の埋立て等の施工を行うこと。

(2)令和5年5月2日までに上記(1)の措置に係る施工計画書を本市に提出し、承認を得ること。

(3)上記(1)の施工に当たっては、埋立て等の区域の周囲に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵等を設けるなど、安全対策を講じること。

(4)上記(1)の措置が完了するまでの間、埋立て等区域内における土砂等の崩落、飛散、流出等の事故を防止する措置を講じること。

2、訴訟費用は、被告の負担とする。

次に、請求の原因でございます。原告の主張の概要になります。

1、原告は、土木工事業、埋立工事業等を目的とする株式会社である。

2、原告は、埋立対象地の所有者、以下、本件土地所有者と申します、との間で、太陽光発電施設を建設する準備工事を請け負うための許可を取得するため、水戸市より、平成28年11月30日付で土砂等による土地の埋立て等の許可書の発付を受けた。

3、原告は、平成28年12月末頃から工事を開始した。ところが、平成29年6月頃に至り、本件土地所有者は、土砂による埋立て工事が金になると考えたようで、原告が太陽光パネル設置業者として本件土地所有者に紹介していた法人、以下、本件太陽光パネル設置業者と申します、と契約し、本件太陽光パネル設置業者の職員の指揮の下に自ら埋立て工事を施工するようになり、原告を工事から排除し、原告が造成地に立ち入ることも妨害するようになった。

裏面をお願いいたします。

4、本件土地所有者による工事続行妨害の実力行使が続いたため、原告は、工事の続行を断念せざるを得なくなった。

5、水戸市の担当者は、原告が工事の施工から手を引き、本件土地所有者と本件太陽光パネル設置業者が工事を進めることを承認したのである。

6、原告代表者が何度か現場を訪れたことがあったが、その都度、本件土地所有者から立入りを拒まれた。その後、令和5年2月16日付で本件太陽光パネル設置業者名義の、原告会社が現場に立ち入るようであれば法的手続を取るとの内容の書面が原告に届いた。

ここまでが経緯でございまして、7が請求の内容でございます。

7、本件埋立て等工事については、その施工について原告が許可を受けたものであるが、令和3年6月頃以降は工事に関与しておらず、土砂の撤去等を命ずるのであれば、本件土地所有者ないし本件太陽光パネル設置業者に命ずるべきものであり、本件措置命令は行政処分の名宛て人を取り違えた違法なものである。

原告は、埋立て等予定地に立入りできない状況にあり、土砂撤去等の措置命令によって命じられた工事を施工することは不可能であり、本件措置命令は、不可能を強いる違法なものである。

埋立て等工事、太陽光発電パネル設置工事及び送電等の配線取付工事は既に完了し、土砂を撤去する等の工事を施工するには莫大な費用を要する。しかも、土砂を搬入したのは、原告ではない上、本件土地所有者から工事請負代金も受領しておらず、本件措置命令は、いわれのない莫大な負担を強いるものであって違法である。

8、よって、本件措置命令は多くの違法な内容を含むものであるから、これを取り消すべきものである。

第1回口頭弁論は、来月の12月1日を予定しております。

最後に、本市の対応についてでございますが、本訴訟に係る原告の主張は、本市の認識とは多くの点で異なりますので、今後は顧問弁護士と相談の上、法廷において水戸市の正当性を主張してまいります。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 それでは、内容について、御質問等がございましたら、発言を願います。

須田委員。

○須田委員 訴訟の請求の趣旨とか請求の原因等々、たった今もらったもので、ちょっと内容について簡単にどういうことかというのを説明いただいたほうが、私も多分こうだろうと思って今読み込んでいるんですけども、まず最初に、市役所が許可を出したよというところで、その許可を出した後に土砂を適当に埋めて太陽光をつけちゃったよということなのか、もうちょっと簡単にさ、原告は、じゃなくて、誰が何をやったと認識していると、水戸市のほうは。例えば立入禁止、行こうとすると邪魔するとか、そういうことも入っているの、これ、ちょっと簡潔に教えてもらっていいですか。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 こちらの訴えの内容をそしゃくした形で御説明差し上げます。

あくまで、これ、向こうさんの言っている内容でございますので……

○須田委員 まず最初に、うちが何をしたかと、うちが措置したんでしょう。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 はい。

○須田委員 措置命令を出したんでしょう。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 そうです。

○須田委員 そこから説明しないと、その措置命令を解除してくれということなんだけれども、そこからちょっと説明してもらっていいですか。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 分かりました。

水戸市は、今年の4月18日付で措置命令をこちらの業者さんにお出ししています。

というのは、計画どおり許可を受けて土を搬入したわけなんですけれども、計画どおりの形状にしていな  
いと。なので、それを改善するように命令しました。そうしたら、今になって、10月11日に裁判所のほ  
うに、それは違うんだと、うちに言うべきものではないということで、その措置命令を取り消せというよ  
うな訴えを出した。簡単に言うと、そういう感じです。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 そうなると、先方の指摘は、うちに言うことではないということは、土地の所有者に言うべき  
だとか、そういう感覚でいらっしゃるんですかね。じゃなくて、あくまで、そんなもの関係ないと、うちに  
言うことじゃないんですよということで、措置命令を取り消せということなんですかね。ごめんなさい、前  
の言葉を聞いて。いわゆる土砂を入れて形状が全く違うものを造って、その上にもうパネルを立てちゃっ  
ているんですかね。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 原告が言うには、自分たちはもう既にその改善ができないのだ  
と。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 形状が違う形で、太陽光パネルがもう上に立っているということでもいいんですね。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 既に計画とは違う形状で、今現在、太陽光パネルが設置されてお  
ります。

○須田委員 されているんですね。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 ただ、設置しているのは、このエヌ・ティという業者ではござい  
ません。別な会社が入っています。

○須田委員 契約が変わったとこっちに書いてありましたよね、書いてありますよね。そうすると、途中ま  
では、エヌ・ティさんが土砂を入れて形状を造ったよと。途中で何らかの理由で、何の理由だかちょっと説  
明もいただきたいんだけど、何らかの理由で別の業者に代わって太陽光を設置したんだよと。ただ、あ  
なたが形状を、そういうものを、土砂を適当に入れちゃって違うものを造っちゃったと、土台を。造っ  
ちゃったから戻せというのは、こっちの話。こっちが言っている話なのか。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 違う形に土を盛ったというのが事実でございまして、それをちゃ  
んと計画どおりのものに、計画どおりの盛り方に戻しなさいというのが、要するに許可を出しておるもの  
ですから、そういう指摘でございます。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 じゃ、もう一回いきますね。整理すると、最初に、太陽光パネルを造るのに、エヌ・ティさん  
という会社が土盛りかなんかをしたんでしょうけれども、土地の形状を造っていたと。太陽光パネル自体の

契約はしてなかったんですかね、エヌ・ティさんと。

どういふことか。まず、土盛りをして、その上に別の人が太陽光パネルをつけちゃったわけでしょう。それは、途中で契約が変わったということで認識していいの。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 これは訴状のほうには書いておりませんが、最初は、エヌ・ティのほうで埋立ても太陽光パネルもやるというふうなお話を私どもは聞いておりました。計画と違う土盛りをした後に。

○須田委員 それを戻せと。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 ええ、戻せという。その間に土地が別会社になり、太陽光パネルのほうのですね、向こうの言っている話では、要するに妨害を受けて造れないので……

○須田委員 ちょっとごめんね。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 そこまでじゃなくて、まず最初のスタートが、この業者さんに許可を出しましたよと。許可を出したけど、その途中で業者が代わって、土盛りだけはこっちでやる、土地の形状だけはエヌ・ティさんが造って、途中で代わったんですね。代わって太陽光ができたんですかというところまでで、まず、いいんです。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 そのとおりでございます。最初はエヌ・ティのほうで土を入れて。

○須田委員 それでいいのね。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 はい。

○須田委員 大丈夫、それだったら。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 まだ前提なので、その上で、措置命令はエヌ・ティさんに、あなたが土地の形状をめちゃくちゃにしたんだから、違う形にしたんだから、土地の形状を直しなさいという措置命令をしたということでいいんでしょうか。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 そういうことになります。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、その形状を戻しなさいと言うんだけど、その形状は違っても太陽光パネルは立てられちゃうのという話。何が問題なのかって、命令どおりにやらなかったよねということなんだけども、太陽光パネルは普通にできちゃっている。それに対して形状を戻すという作業って土地を、分かんないですよ、素人の感覚で言うと、土盛りしたり、平らにしたり、何かするんでしょうよ。それって現状できないんでしょう、所有者がやらせてくれないんでしょう、そういうことじゃないんですか。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 私どももこの業者さんに求めているのは、まず、計画どおりにや

られていないというものが、要するに条例違反の状況になっていると。高さもちょっと違うので、計画よりも相当高く積んでいる。また、水の流れも、雨水の流れもちゃんと確保されていないというようなことで措置命令をかけております。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。

そうすると、水の流れが駄目だったり、いろいろな問題があるから、条例違反で、それを改善しなさいよという話ね。

その後なんですけれども、こちら辺で出てくる、何か土地の立入りが云々、原告と土地所有者の間で云々というところ、ちょっとその後の経緯を簡単に説明いただければ。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 あくまで向こうさんの言っている内容ですけれども、その内容については、エヌ・ティが工事を始めたんだけれども、土地所有者とパネル設置業者が結託して、土地所有者が埋立てを横取りしたというか、言い方は悪いですけれども、そういう話になっていると。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、私たちは一生懸命やったんだけれども、土地所有者がいろんなこと、土盛りを多くしたりするほうが、資料には金になるという言葉が書かれていますけれども、そういうことで、向こうと組んでやったんだから、私たちには責任がないというのを主張しているということではないでしょうか。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 そのとおりです。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 その上で、水戸市としての考え方は、当然ながら、許可を出したその業者さんがやるべきですよということで措置命令が出ているんでしょうけれども、向こうの民民の話で、向こうが裁判を起こすかどうかは別にして、その考え方で措置命令を出した。それを相手が、俺のところのせいじゃないでしょうと、だから、その措置命令を取り消してくださいという裁判だね、裁判というか訴訟ということではないですか。

○佐藤委員長 荻沼参事兼廃棄物対策課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 これ、現実には、その土地の形状を変えるということは、実際できそうな話なんですか。これはあくまで私たちの興味として。

というのは、仮に、その措置命令を出して、できそうにないもので、この会社の規模はどれだけかとか、当然今、私、ここで資料を渡されても分からないわけですよ。分からない中でも、例えばこの会社を潰しちゃったと、会社が倒産したとか、整理されたとかってなると、当然できない請求になっていくと思うんですよ。当然責任があったり、賠償責任はどこかにあるのかもしれませんが、株式会社なら株式会社内での責任なんですけれども、これ、そういうふうに、例えば何か向こう側に請求して、向こう側の会社が倒産等すれば、当然ながら、こういう仕事は、措置命令自体がもう無効になっていくという感覚でしょうか。

○佐藤委員長 荻沼課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 可能か不可能かという話にならないと、金額を考えないのであれば、太陽光パネルを外した後に整理して直すということは十分可能であるかと思っています。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 今、金額を考えないでという話でしたから、恐らく金額は莫大にかかるんだと思うんですよ、分からないんですけども。そのことも、こちらの資料の中にうたわれているような気がするんですが、そうなってくると、私が今心配しているのは、もしその会社が倒産した場合、その後の処置って、例えば水の流れが駄目だと、そんな土盛りしているから、もしかしたら崩れるかもしれない。崩れる土盛りというのは、今まで大問題になっているじゃないですか、いろんなところで。と考えると、その後、この訴訟をそのまま続けるのはいいんだけど、訴訟されて、やるのはもう仕方ない、訴えられている側ですからね。もし仮に会社が倒産となったとき、その後、その土砂に対する責任というのは、どこに出てくるのでしょうか。市のほうで、それ、整備されるのでしょうか。そんなことできないね、多分、民間人ね。そのまま放置になっていっちゃうのか。その先になると、どういうふうな考え方なのかという心配を市民は当然だと思うんですよ。できなかつたら、どうするの。じゃ、土砂崩れを起こしたら誰の責任なの。土砂崩れの責任って、本来、民間でやる人が多いんですが、どうしても今のマスコミは、土砂崩れの責任、その他について、市が当時許可を下ろしたじゃないかというような形にされることがよくあるかと思うんですよ。この後、もしかしたら、一般論で構わないので、この場合でなくても。相手の会社がもし倒産した場合、土砂に関しては誰が責任を持っているのかというところを聞きたいんですが。

○佐藤委員長 須田委員、これ仮の話の答弁。

○須田委員 いや、一般論で。

○佐藤委員長 一般論で。

○須田委員 当然、これも含めて、もしそういう会社が倒産しちゃった、やらなくなっちゃった。そのときに、その責任はどこにあるんですかという話、一般論でいいですよ。

○佐藤委員長 執行部は大丈夫ですか。

荻沼課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 ちょっと仮の話ということになってしまうかもしれませんが、一般論ということで、要するに措置の相手方がなくなった場合は、確かに改善を求めるべき相手はいなくなってしまうと思っております。ただ、それではちょっと済まされませんので、私どもとしては現地を定期的に、今もやっておりますが、危険性がないかパトロールをしています。今現在、土砂崩れ等の兆候は把握しておりませんし、近隣にも住宅等のものもございませんので、喫緊の危険性はないものと考えておりますが、引き続き監視は、その場合は必要かなと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 何か問題はないから、いいんだよという形になって、今回の例はそうなんですけれども、通常一般論でちょっと聞いたんですけれども、一般論でいえば、それに関しては、もうどうしようもないよと

というのが市の、言い方が悪いから、どうしようもないじゃなくて、市としては、どうにも責任を取れない。そうすると、こういうことがあれば、ずっと監視し続けている、パトロールし続けている。じゃ、今度土砂崩れの危険性が出た場合は、それはどこがどういうふう、市としては、民間の土地だから何とも言えないんでしょうけれども、どういうふうに対応されるのかというのをちょっと教えていただければと。

○佐藤委員長 荻沼課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 最終的な手段、あくまで危険性を察知した場合なんですけれども、その場合は行政代執行により措置を講じるという手段もございます。

〔「そうだね」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、須田委員のお話の中で一応は理解したんですね。

資料の5番の中に、水戸市の担当者は、原告の工事の施工から手を引き、本件土地所有者と太陽光パネル業者が工事を進めることを承認したと、こういう項目がここうたってあるんですね。とすると、途中で、この原告との認可ではなくて、土地所有者と太陽光パネル業者との契約に変わってしまったというふうな認識にも取れるんですが、この水戸市の担当者が認めたというのは、これは向こうの言い分であって、こちらでは認めていないという状況ですか。

○佐藤委員長 荻沼課長。

○荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 多分、これ、裁判の中での核心部分になるかと思うんですけれども、一応水戸市は、ちょっと異なる認識を持っておりますということでお答えさせていただきたいと思えます。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この事実関係が一番原点だと思うんだよね。これね、措置命令を誰に出すかということだから。

だから、水戸市が認めて、途中で工事業者が無効になっちゃったよと、それでもいいから続けてやっついよということだとすれば、この措置命令自体は、ちょっと的外れかなというような思いがしています。

それからもう一つ、違法な埋立てがこれまであって、いわゆる水戸市に届出をした工事の埋立工事のそもそもが、これ、違うでしょうということだとすれば、ここまで来るまでにパトロールとか、それから検査とか、途中検査とか、僕はあると思うんですよ。そういう中で、指摘をしてきた事実があるのかなのか。これは裁判になっちゃうと、その辺も問題でしょうから詳しいお答えはいいですけども、意見だけ申し上げれば、結局、水戸市の、先ほどの須田委員の話では、水戸市の責任はどうなんだというような話がございました。この中には、やっぱり許可業者として認めて、そして埋立てをしていいよと。しかし、認めた許可業者がどういうことをやっているのかと、その管理責任、これは、やっぱり許可をしている水戸市にもあるのではないかなと。そういうことで土砂崩れとかが起きた場合にね、どういうふうな管理をしてやらせたんだと、こんなの途中でやめさせればいいんじゃないのと、こういうふうなことが世間でよく言われている行政責任ということにつながってしまうんじゃないかというような懸念がしてなりません。

したがって、これから我々は、この行政訴訟の推移を見守っていく立場でありますけれども、やっぱり、これから先のことを言えば、こういうことを起こさないためには、例えば盛土何センチ、1メートルとか

2メートルとか5メートルとか、それから、排水基準はこうで、盛土はこうしなくちゃいけないとか、そういうものが、僕はあると思うんですね。そういうものをしっかり時系列にきちんと検査をしていく、そして管理をしていく、そういうことがこれから求められるのかなと、このように思っておりません。

したがって、こういう訴訟ができてしまったことについては、大変残念な結果ですけれども、しっかり水戸市がこれまでやってきた内容を、恐らく精査して受けているんだというふうには思いますが、敗訴にならないように、さらにしっかりガードを固めておやりいただきたいという意見だけ申し上げておきます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件については終わります。

以上で、報告事項は終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時28分 散会